政令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百五十五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成二十二年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二十三年四月一日とする。

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百五十六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第十三条第一項、第十四条、第十七条第二項及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の十二号を加える。

十七　ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ。以下「ＰＦＯＳ」という。）又はその塩

十八　ペルフルオロ（オクタン―一―スルホニル）＝フルオリド（別名ＰＦＯＳＦ）

十九　ペンタクロロベンゼン

二十　ｒ―一・ｃ―二・ｔ―三・ｃ―四・ｔ―五・ｔ―六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファ―ヘキサクロロシクロヘキサン）

二十一　ｒ―一・ｔ―二・ｃ―三・ｔ―四・ｃ―五・ｔ―六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベータ―ヘキサクロロシクロヘキサン）

二十二　ｒ―一・ｃ―二・ｔ―三・ｃ―四・ｃ―五・ｔ―六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ―ヘキサクロロシクロヘキサン）

二十三　デカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇・〇・〇］デカン（別名クロルデコン）

二十四　ヘキサブロモビフェニル

二十五　テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十二号において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六　ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十三号において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七　ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）

二十八　ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）

第三条の表に次のように加える。

十一　ＰＦＯＳ又はその塩	一　航空機用の作動油 二　糸を紡ぐために使用する油剤 三　金属の加工に使用するエッチング剤 四　半導体（無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。）の製造に使用するエッチング剤 五　メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 六　半導体の製造に使用する反射防止剤 七　研磨剤 八　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九　防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。） 十　印画紙
十二　テトラブロモジフェニルエーテル	一　塗料 二　接着剤
十三　ペンタブロモジフェニルエーテル	一　塗料 二　接着剤

第三条の次に次の二条を加える。

（第一種特定化学物質を使用することができる用途）

第三条の二　法第十四条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

第一種特定化学物質	用途
ＰＦＯＳ又はその塩	一　エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造 二　半導体用のレジストの製造 三　業務用写真フィルムの製造